

## 学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人は、設置学校を運営し、教育研究活動を永続的に実施することを目的とする法人であり、利益の追求を目的とする企業とは異なります。

企業会計では、事業活動の成果と財政状態を利害関係者に開示することを目的としています。

学校法人は、永続的に教育研究活動を行うために校地や校舎等の基本財産を健全に維持することが必要であり、学校法人会計は、収支のバランスと財政状態を中長期的に正しく捉えることを目的としています。

また、学校法人は収入の多くが学生生徒等の納付金や国または地方公共団体からの補助金で構成されている極めて公共性の高い法人であり、「学校法人会計基準」に基づき財務及び経営状況を表す計算書類を公開し、一般社会への説明責任を果たすことが求められています。

学校法人会計の計算書類は、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表の3種類で成り立っています。

### 資金収支計算書

当該年度に行った教育研究活動の全ての収入及び支出を明らかにし、支払資金の顛末を表すものです。

### 消費収支計算書

学校法人の消費収入と消費支出を明らかにし、収支の均衡状況を表すものです。

### 貸借対照表

年度末における資産、負債、基本金及び収支差額を明らかにし、財政状態の健全性を表すものです。

<学校法人会計の主な勘定科目について>

①資金収支計算書・消費収支計算書に共通で記載される科目

#### 学生生徒等納付金収入

学生生徒から納付される授業料、入学金、施設設備維持費、教育充実費等の収入です。

#### 手数料収入

入学検定料、証明書発行手数料等の収入です。

#### 寄付金収入

金銭その他資産を寄贈者から贈与されたもので、使途が明確な特別寄付金と、使途が明確でない一般寄付金があります。

#### 補助金収入

国、地方公共団体から交付される補助金です。

#### 資産運用収入

預金の利息、有価証券等の配当金、施設の貸し出し等による収入です。

## 事業収入

寮、海外派遣留学、預かり保育等の教育活動に付随する事業に係る収入、外部からの受託事業に係る収入です。

## 雑収入

学校法人に帰属する上記以外の収入です。

## 人件費支出

専任教職員、非常勤教職員に支給する本俸、その他の手当、所定福利費、退職金等に要する支出です。

## 教育研究経費支出

教育研究のための支出で、消耗品費、光熱水費、旅費交通費等の経費です。

## 管理経費支出

総務、人事、経理等の管理業務や学生を募集するための経費で、教育研究活動に該当しない支出をいいます。

## 借入金等利息支出

借入金の利息に係る支出です。

②資金収支計算書のみに記載される科目

## 資産売却収入

土地、建物、有価証券等の資産売却により得る収入です。

## 前受金収入

翌年度の学生生徒等に係る納付金収入です。

## 資金収入調整勘定

当年度の諸活動に対する収入で、翌年度以降に受け入れる資金や前年度以前に受け入れた資金を、実資金に合うよう調整する科目です。

## 借入金等返済支出

借入金の元本返済に係る支出です。

## 施設関係支出

土地、建物、構築物、建設仮勘定等の支出をいいます。建設仮勘定は、建物及び構築物等が完成するまでの支出のことで、完成した際に該当する科目に振り替えます。

## 設備関係支出

教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車両を取得するための経費です。

## 資金収支調整勘定

当年度の諸活動に対する支出で、翌年度以降に支払いが発生する資金や前年度以前に支払いが完了している資金を、実資金に合うよう調整する科目です。

③消費収支計算書のみに記載される科目

## 資産売却差額

土地、建物、有価証券等の売却収入が帳簿価格を超える場合に、その差額を計上したものです。

### **帰属収入**

学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金等の学校法人における主要な収入のことで、前受金、借入金等の負債となる収入は含まれません。

### **基本金繰入額**

学校法人が教育研究活動を行うために必要な校地、校舎等の資産を継続的に保持するためのもので、消費収支計算書の帰属収入から控除し組み入れます。

### **資産処分差額**

土地、建物、有価証券等の売却収入が帳簿価格よりも少ない場合に、その差額を計上したものです。

### **徴収不能額引当金繰入額**

未収入金について、将来的に徴収不能となる額を見積りあらかじめ費用計上したもので、企業会計でいう貸倒引当金繰入額のことです。